

財務 VOL.61

「暦年課税」と「相続時精算課税」

今回は、ご存知の先生方もいらっしゃると思いますが、贈与税の2つの計算方法である、「暦年課税」「相続時精算課税」につきまして、再確認の意味で解説致します。適切な方法を選択することで、贈与税や相続税の節税が可能となる場合もございますので、ご参考にしていただければ幸いです。

贈与税の2つの計算方法

【Ⅰ. 暦年課税】

毎年、贈与税を計算する方法です。

ご存知の方も多いかと思われるが、贈与税は、当該年に贈与した贈与財産の価額から基礎控除額(110万円)を控除した金額に、速算表の税率を乗じ、控除額を差し引いて計算します(速算表の揭示については省略させていただきます)。

* **平成27年1月1日**以降の贈与については、贈与税の最高税率が50%から55%に引き上げられる等、**税負担が増加**します。また、**20才以上の方が直系尊属**(父母・祖父母)から贈与を受ける場合には、そうでない場合に比べ、**税負担が軽減**される仕組みが新たに導入されます。

【Ⅱ. 相続時精算課税】

贈与に係る税金を、相続があった時に、相続税として計算する方法です(贈与ではなく相続の前倒しとして扱う)。贈与者が**65歳以上の親**、受贈者が**20歳以上の子**である場合に選択することができます。

相続時精算課税の適用を受けた場合、贈与をする方(贈与者)ごとに**累計2,500万円**(※)までの贈与については、**贈与税がかかりません**。ただし、当該贈与者の相続税の計算において、当該財産の**贈与時の価額を相続税の課税価格に加算**する必要があります。

(※)“累計2,500万円”を超える場合、超える部分の金額の20%を贈与税として支払わなければなりません。当該贈与税は相続税の計算の際に差し引くことができます。なお、“累計”とありますように、1年で贈与しなければならぬわけではなく、複数年に分割しても構いません。

(相続時精算課税のメリット)

(1) 短期間に無税で多額の贈与を行うことができる

贈与者ごとに2,500万円までは、一旦無税で贈与を行うことができますので、**資金援助等、短期間に多額の贈与を行う事情がある場合には効果的な方法**です。

(2) 贈与財産を贈与時の価額で評価できる

相続の際、相続時ではなく、**贈与時の価額**で贈与財産を評価することとなりますので、例えば、**土地や自社株(出資金)等、将来価格の上昇が予想される財産**を贈与し、相続時に実際に価額が上昇していれば、結果的に節税となります。

例えば、1千万円の出資金を相続時精算課税により贈与した場合、相続発生時に当該出資金に**1億円の価値がある場合でも、1千万円として評価**することになります。

(3) 収益を生む財産の贈与により、贈与以後の相続財産の増加を防ぐことが可能となる

例えば、**賃貸用マンション**を相続時精算課税により贈与した場合、贈与以降の**賃料収入は全て贈与を受けた方(子)のものとなり、結果として贈与者(親)の相続財産の増加を防ぐ**こととなります。

(相続時精算課税のデメリット)

(1) 暦年課税制度には戻れない

贈与者ごとに「暦年課税」「相続時精算課税」を選択する必要があり、「暦年課税」から「相続時精算課税」への変更は可能ですが、**一度「相続時精算課税」を選択した場合、「暦年課税」に変更することはできません**。

(2) 贈与した財産は相続税の課税対象となる

「暦年課税」の場合、贈与時に贈与税が課されることで完結しますので、後になって相続税がかかるということはありません(但し、相続の開始前3年以内の贈与を除く)。

一方「相続時精算課税」の場合、一旦贈与した財産も**最終的に相続税の課税対象とされます**。よって、上記メリット(2)(3)のようなケースを想定できない場合には、毎年コツコツと「暦年課税」によって110万円の基礎控除を活用した方が結果として相続財産を減らすこととなります。

両制度の選択にあたっては慎重な判断が必要となりますので、くれぐれもご注意ください。